

和歌山工業高等専門学校 I C カード交付及び利用に関する規程

制 定 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式。第 3 条において同じ。）による個人認証に用いる和歌山工業高等専門学校 I C カード（以下「I C カード」という。）の発行及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 各建物・室等の出入口に設置された所定の読み取り機に I C カードを読み取りさせ、建物等毎に許可を受けた I C カード所持者のみに入構を許可し、本校の構成員の安全及び安心を確保すると共に本校の資産を保護することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 I C カード 電磁的方式による個人認証に必要な情報を、Felica タイプの非接触 I C チップに搭載したカードをいう
- 二 設置場所 電子錠を取り付けた棟または室で、別表第 1 に示す場所の出入り口とする

(管理責任者)

第 4 条 I C カードの交付及び貸与について管理責任者を置き、総務課長をもって充てる。

(運用管理者)

第 5 条 I C カードの利用について運用管理者を置き、別表第 2 のとおりとする。

(所有権の帰属)

第 6 条 I C カードの所有権は本校に帰属することとし、利用者には貸与するものとする。

(種類等)

第 7 条 I C カードの種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 学生証
- 二 身分証明書（教職員）
- 三 貸与用
- 四 管理用

2 前項各号に掲げるカードの種類ごとの交付対象者及び有効期間は、別表第 2 のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、原則として I C カードを発行しない。

- 一 本校において業務、教育若しくは研究に従事し、又は修学する期間等が一月未満の者
- 二 管理責任者において、I C カードを発行する必要性がないと判断した者

(新規交付・使用許可)

第8条 ICカードの新規交付手続は、別表第3の新規交付欄に掲げる申請手続により、管理責任者にICカードの新規交付を申請しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の規定による申請に基づき、ICカードの交付及び貸与を許可するものとする。
- 3 ICカードの使用手続は、別表第2に示す運用管理者に使用について申請しなければならない。
- 4 運用管理者は、前項の規定による申請に基づき、所掌する使用範囲におけるICカードの使用を許可するものとする。

(更新)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第3の更新欄に掲げる申請手続により、管理責任者にICカードの更新を申請しなければならない。

- 一 ICカードの有効期間が満了し、引き続きICカードの貸与を受けようとする場合
 - 二 ICカードの交付を受けている身分を失い、他のICカードの交付対象者となった場合
- 2 管理責任者は、前項の規定による申請に基づき、ICカードの更新を許可するものとする。

(再発行)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに別表第3の再交付欄に掲げる申請手続により、管理責任者にICカードの再交付を申請しなければならない。

- 一 ICカードを紛失、盗難等により亡失した場合
 - 二 ICカードが汚損、破損等により利用できなくなった場合
 - 三 ICカードの記載事項に変更があった場合
- 2 管理責任者は、前項の規定による申請に基づき、ICカードの再交付を許可するものとする。
- 3 ICカードの交付及び貸与を受けた者が、その責めに帰すべき事由により第1項第一号及び第二号に該当し、ICカードの再交付を受ける場合は、再交付手数料を負担しなければならない。

(返還)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくICカードを管理責任者に返還しなければならない。

- 一 ICカードの交付及び貸与を受けることができる身分を喪失した場合
- 二 ICカードの有効期限が満了した場合
- 三 第9条第1項第一号及び第二号の更新を受けた場合
- 四 前条第1項第二号及び第三号の場合に該当する場合

(遵守事項)

第12条 ICカードの交付及び貸与を受けた者は、善良なる管理者の注意をもってICカードを管理し、他人に貸与又は譲渡してはならない。

- 2 ICカードを所持する者は、関係法令及びこの規程を遵守し、悪用、改変、改ざん、解析等を行ってはならない。

(損害賠償)

- 第13条** 前条の規定に違反した者は、その行為により生じた本校への一切の損害を賠償するものとする。

(制限又は停止)

- 第14条** 管理責任者は、ICカードの交付及び貸与を受けた者が第11条又は第12条の規定に違反した場合は、当該者のICカードの利用を停止し、又はICカードの更新及び再交付を許可しないことができる。

(入構記録の利用)

- 第15条** ICカードを利用した際の入構記録は、本校における盗難等の犯罪行為の抑止及び事故発生の防止を図ること及び本校の資産を保護する目的以外に利用しない。
- 2 校長は次の各号に掲げる場合に限り、必要と認める者に入構記録を閲覧させることができる。
- 一 個人の生命、身体又は財産の保護のため校長が緊急かつやむを得ない理由があると認めたとき。
 - 二 入構記録が本校において生じた刑事事件、民事事件等に関連する情報を含む可能性がある場合に、法令に基づき司法機関、警察署等からの情報提供の照会又は要請があったとき。
 - 三 その他校長が必要と認めたとき。

(事務)

- 第16条** ICカードに関する事務は、学生証に関するものは学生課、身分証明書及び管理用カードに関するものは総務課が処理する。

(雑則)

- 第17条** この規程に定めるもののほか、ICカードの交付及び利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

建物	実験室等	対象者
本館	知能機械工学科実験室・研究室・会議室	学生、教職員
	電気情報工学科実験室・研究室・会議室	学生、教職員
	生物応用化学科実験室・研究室・会議室	学生、教職員
	総合教育科会議室・印刷室	教職員
	印刷室	教職員
	女子更衣室（学生用）	学生
	男子更衣室、女子更衣室	職員
環境都市工学科棟、水理実験室	卒研室、技術職員室、実験室、演習室	学生、教職員
専攻科棟	専攻科棟玄関、 1F実験室（起業家工房A・B・C・D）、 マルチメディア室	学生、教職員
	専攻科長室、教員研究室、資料室	教職員
地域共同テクノセンター棟	生物応用化学科実験室・研究室	学生、教職員
国際交流会館	2F・3F宿泊室	許可者
学寮	1号館～8号館	学生、教職員、 許可者

別表第2（第5，7条関係）

媒体	利用場所	交付対象者	有効期間	申請先 （運用管理者）	担当部局
学生証	—	・本科学生 ・専攻科学生	学則により規定する修業年限	（入学時は自動交付）	学生課教務係
学生証	学寮	・本科学生 ・専攻科学生	入寮許可期限	（入退寮時に電子錠側を設定）	学生課寮務係
身分証明書 （教職員）	印刷室	・常勤教職員 ・再雇用教員	定期更新期日	（赴任時は自動交付）	総務課人事係
学生証 身分証明書 （教職員）	知能機械工学科 実験室・研究室	・教職員 ・本科学生 ・専攻科学生	管理者の指定する期限	知能機械工学科 主任	知能機械工学科 主任
	電気情報工学科 実験室・研究室			電気情報工学科 主任	電気情報工学科 主任
	生物応用化学科 実験室・研究室			生物応用化学科 主任	生物応用化学科 主任
学生証 身分証明書 （教職員）	専攻科棟 入口・実験室	・教職員 ・本科学生 ・専攻科学生	管理者の指定する期限	専攻科長	学生課教務係
管理用	学寮	・寮宿直 ・寮務係 ・寮父母 ・一時貸出用	期限無し	寮務主事	学生課寮務係
貸与用	国際交流会館 宿泊室	・申請者	期限無し	国際交流推進室 長	学生課学生係
貸与用	本館更衣室	・常勤職員	期限無し	総務課長	総務課人事係
環境都市工学科 棟専用	環境都市工学科 棟（卒研室）	・本科学生 ・専攻科学生 ・教職員	管理者の指定する期限	総務課長	総務課施設係

別表第3（第8，9，10条関係）

種類	新規交付（第8条）	更新（第9条）	再交付（第10条）
学生証	入学予定者の情報を担当部署でとりまとめた上、管理責任者に申請	更新が必要となる学生の情報を担当部署で取りまとめた上、管理責任者に申請	担当部署で取りまとめた上、指定様式により管理責任者に申請
身分証明書 （教職員）	赴任予定者の情報を担当部署でとりまとめた上、管理責任者に申請	更新が必要となる教職員学生の情報を担当部署で取りまとめた上、管理責任者に申請	担当部署で取りまとめた上、指定様式により管理責任者に申請
管理用	担当部署において必要と判断した場合、とりまとめた上、管理責任者に申請	管理責任者が認めた場合	管理責任者が認めた場合
環境都市工学科 棟専用	担当部署において必要と判断した場合、とりまとめた上、管理責任者に申請	管理責任者が認めた場合	管理責任者が認めた場合